

# 災害による県税の減免等のご案内

災害により大きな被害を受けられた方には、県税の特例措置として「減免」「申告等の期限延長」「徴収の猶予」の制度があります。

## 減 免

申請により、県税の一部または全部が減免される場合があります。

税目	減免の対象	減免の要件	必要書類
個人事業税	被災した日の属する年度に課税された個人事業税	事業用資産に 1/2 以上の損害 <sup>(※)</sup> があり、被災した年の前年分の事業所得が 1 千万円以下の場合 【一部 または全額免除】	①個人事業税減免申請書 ②り災証明書 ③事業用資産またはそれ以外の資産(住宅・家財など)の価格を証明する書類 ④保険金等により補てんされる金額を証明する書類
		事業用資産以外の資産に 1/2 以上の損害 <sup>(※)</sup> があり、被災した年の前年分の事業所得が 1 千万円以下の場合 【一部 または全額免除】	
不動産取得税	被災した不動産に係る不動産取得税	取得後 6 か月以内に被災した不動産であり、被災した部分の面積が全体面積の 1/2 以上の場合 【全額免除】	①不動産取得税減免申請書 ②不動産取得申告書 ③り災証明書 ④取得した不動産の登記に係る全部事項証明書 ⑤被災した不動産の被災年の固定資産評価額が分かる書類の写し ※代替不動産を取得した場合は契約書の写し等
	被災した不動産に代わる不動産の取得に係る不動産取得税	被災した日から 3 年以内に代わりの不動産を取得した場合 【一部 または全額免除】	
自動車税種別割	被災により運行不能となった自動車に係る自動車税種別割	被災による修理費 <sup>(※)</sup> が自動車税種別割の年額に相当する額を超える場合 【税額の 1/2 に相当する額を減額】 ※被災日以後、最初に納期限の到来する年度の自動車税種別割	①自動車税種別割災害減免申請書 ②自動車検査証の写し等 ③被災の事実を証する書類 ④修理費の明細が確認できる見積書等 ⑤任意保険の保険証の写し ⑥保険金等の補てん費の額が確認できる書類
(軽)自動車税環境性能割	被災した自動車(被災車)に係る(軽)自動車税環境性能割	取得した自動車とその取得後 2 月以内に被災により滅失・損壊した場合 【全額免除】	①(軽)自動車税環境性能割災害減免申請書 ②(軽)自動車税環境性能割申告書(被災車・代替車) ③被災の事実を証する書類 ④被災車が永久抹消されたことを確認できる書類(登録事項等証明書等)
	被災した自動車に代わる自動車(代替車)の取得に係る(軽)自動車税環境性能割	被災により滅失・損壊した自動車に代わる自動車をその災害のやんだ日以後 6 月以内に取得した場合 【全額免除】	

(※) 損害額及び修理費は、保険金等で補てんされる額を除きます。

### 【個人県民税】

お住まいの市町で個人の市町村民税が減免された場合は、個人県民税も同じ割合で減免されます。詳しいことは、お住まいの市町にお問い合わせください。

## 申告等の期限延長

災害により、定められた期限までに県税の申告等ができないときには、申請によりその理由がやんだ日から 2 か月以内の範囲で、その期限を延長される場合があります。

## 徴収の猶予

災害により、県税を一時に納税することができないときには、申請により 1 年以内(事情があるときは申請により最長 2 年)の範囲で徴収の猶予が認められる場合があります。

「お問い合わせ先」は裏面をご覧ください。

## ■「減免」「申告等の期限延長」に関するお問い合わせ先

《対象税目》

「減免」…個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、(軽)自動車税環境性能割

※ (軽)自動車税環境性能割については、中予地方局課税課 自動車取得税グループ  
Tel089-957-6621 へお問い合わせください。

「申告等の期限延長」…(軽)自動車税環境性能割、自動車取得時に納付する自動車税種別割、狩猟税の3つ以外の税目

お問い合わせ先		お住まいの地域
東予地方局 課税課	〒793-8516 西条市喜多川 796 番地 1 Tel0897-56-1300 (代)	今治市、新居浜市、西条市、 四国中央市、上島町
中予地方局 課税課	〒790-8502 松山市北持田町 132 番地 Tel089-909-8754 (直)	松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町
自動車取得税 グループ	〒791-1113 松山市森松町 1075 番地 2 自動車会館内 Tel089-957-6621 (直)	県下全市町
南予地方局 税務課	〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号 Tel0895-22-5211 (代)	宇和島市、八幡浜市、大洲市、 西予市、内子町、伊方町、 松野町、鬼北町、愛南町

## ■「徴収の猶予」に関するお問い合わせ先

お問い合わせ先		お住まいの地域
東予地方局 税務管理課	〒793-8516 西条市喜多川 796 番地 1 Tel0897-56-9477 (直)	新居浜市、西条市、四国中央市
今治支局 税務室	〒794-8502 今治市旭町 1 丁目 4 番地 9 Tel0898-23-2500 (代)	今治市、上島町
中予地方局 税務管理課納税室	〒790-8502 松山市北持田町 132 番地 Tel089-909-8753 (直)	松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町
南予地方局 税務課	〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号 Tel0895-22-2502 (直)	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町
八幡浜支局 税務室	〒796-0048 八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 37 号 Tel0894-22-4135 (直)	八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町